

2001年12月18日

報道関係各位

『お客様資産あんしん制度』による、 顧客資産の安全性確保について

日興ビーンズ証券株式会社（取締役社長：沼口秀一、本社：東京都中央区；以下「日興ビーンズ」）は、お客様からお預りした資産（以下「お客様資産」）の保全をより一層充実させるために、お客様資産の補償を目的とした「金融機関等包括補償保険」に加入し、これを機に、お客様資産の保全を目的とした体制を、『お客様資産あんしん制度』と銘打ち、万が一の時に備えた体制をより強固なものとしていくことといたしますので、お知らせいたします。

日興ビーンズは、従来より「厳正な分別保管の実施」、「国際的な監査基準に従った外部監査の実施」、「外資系証券会社中心の証券投資者保護基金（いわゆる第二基金）への加入」など、お客様資産の保全に最大限の配慮を行ってまいりました。

今回の「金融機関等包括補償保険」への加入により、より一層強固な保全体制が整い、お客様資産の安全性が確保できるものと考えます。

今回、日興ビーンズが加入する「金融機関等包括補償保険」は、日本生命グループのニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：須藤秀一郎、本社：大阪市）を引受保険会社として契約するもので、不測の事態でお客様資産が毀損し、かつ日興ビーンズが経営破たんした場合に、『上限 20 億円までを補償する』内容となっています。

さらに当保険は、日興ビーンズの全顧客資産を対象としております。

2001年4月の証券版ペイオフ解禁により、投資者保護基金が補償する上限額は1顧客当たり1000万円となり、投資家の証券会社を選別する目は厳しくなっております。

特に、新しい形態であるオンライン専門の証券会社は財務基盤の安心感や内部管理体制の徹底などが一層求められております。

今後益々、オンライントレード人口の増加が予想される中、日興ビーンズは、『お客様資産あんしん制度』の導入により、お客様に信頼と安心をご提供できるものと考えております。

日興ビーンズの『お客様資産あんしん制度』の概要

お客様資産あんしん制度

【 あんしん 】

お預り資産の
厳正な分別保管

【 あんしん 】

証券投資者保護基金
による補償

【 あんしん 】

独自の保険契約
による補償

あんしん :【 お預り資産の厳正な分別保管 】

・日興ビーンズでは、お客様からお預りした資産（以下「お客様資産」を、日興ビーンズ自身が保有する資産と、はっきりと区別して厳正に「分別保管」しており、万一、日興ビーンズが破たんしたとしても、お客様資産は確実にお客様に返還されます。

・日興ビーンズでは、中央青山監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）の監査を受けて「分別保管計算書」が法令に準拠して作成されている旨の「監査証明書」を取得しております。

あんしん :【 証券投資者保護基金による補償 】

現在、『投資者保護基金』には国内証券会社中心の「日本投資者保護基金」と、外資系証券会社中心の「証券投資者保護基金」とがありますが、日興ビーンズは「証券投資者保護基金」に加入しています（補償対象範囲はいずれも同じです）。

・「証券投資者保護基金」の会員は、分別保管および自己資本規制比率等を遵守していることを示す証明書に【監査法人による報告書】を添付して提出することが求められています。さらに、国際的な監査基準に従った年次監査を受ける必要があります。

あんしん :【 独自の保険契約による補償 】

・日興ビーンズの「お客様資産あんしん制度」には、お客様資産を対象とした独自の保険契約（金融機関等包括補償保険）が組み込まれています。この保険は、日興ビーンズに【証券投資者保護基金が発動する事態】が発生した際に、不測の事故*が重なり、お客様の資産に証券投資者保護基金の支払限度（お客様1名あたり1000万円）を超える損害が発生した場合に、お客様1名あたり20億円を上限として補償が受けられるものです。（*この場合の不測の事故とは、窃盗・強盗・火災等の偶然な事故、偽造・変造事故、従業員による犯罪、コンピュータ犯罪などです。）

お手元に保有されている株券を入庫される際の株券郵送中の保険

日興ビーンズは、株券郵送中の万一の事故に備えて運送保険に加入しておりますので、株券郵送時の事故についても「あんしん」をご提供しています。（運送保険普通約款および特別約款に従い、1回の送付につき1億円を上限として補償を受けることができます。）

金融機関等包括補償保険の概要

保険契約に関する具体的内容

保険の種類	金融機関等包括補償保険
保険契約者および被保険者	日興ビーンズ証券株式会社
引受保険会社	ニッセイ同和損害保険株式会社（日本生命グループ）
保険の対象となる資産	日興ビーンズ証券がお客様から預託されている資産 （証券取引法第 79 条の 20 第 3 項に規定される顧客資産）
保険金が支払われる場合	本保険の対象となる事故*により、本契約の対象となるお客様の資産に損害が生じた場合で、かつ証券取引法上で投資者保護基金が発動する経営破たんが被保険者に生じた場合。 *対象となる事故とは窃盗・強盗・火災等の偶然な事故、偽造・変造事故、従業員による犯罪、コンピュータ犯罪などをいう。 取引に関する損失等は本保険の対象外。 分別保管義務の不履行の場合などは支払対象外。
支払われる保険金の額	1 顧客当たり 20 億円 お客様の資産に生じた損害額から投資者保護基金によって補償される額を控除した額で保険契約上の補償は 20 億円を限度。
保険期間の始期	平成 13 年 12 月 19 日（予定）

保険による補償の対象資産は、証券投資者保護基金と同じ範囲となっています。

FAQ

Q 1 : 「お客様資産あんしん制度」の対象顧客に制限はあるのか？

A 1 : 日興ビーンズに口座を開設されているすべてのお客様が対象となります。特別な手続きや費用等の負担も一切必要ありません。
(* 銀行や保険会社等の機関投資家は投資者保護基金およびお客様資産を対象とした保険の対象外です。)

Q 2 「お客様資産あんしん制度」では取引で生じた損失も補償されるのか？

A 2 : 「お客様資産あんしん制度」は日興ビーンズが破たんした場合に、お客様からお預りしている有価証券や金銭をお客様に確実に返還するための制度であり、お客様の株式等の取引での損失を補償するものではありません。

Q 3 : 2つある投資者保護基金のうち外資系証券会社中心の「証券投資者保護基金」に加入しているのはなぜか？

A 4 : 証券会社は、『投資者保護基金』に加入することが義務づけられており、現在、『投資者保護基金』には国内証券会社中心の「日本投資者保護基金」と、外資系証券会社中心の「証券投資者保護基金」とがあります。日興ビーンズは1999年10月に営業を開始した新しい形態の「オンライン証券会社」ですので、財務基盤の安心感などが一層重要になると考え、加入基準が厳格な「証券投資者保護基金」を敢えて選択し加入しました。

証券投資者保護基金の会員は、分別保管および自己資本比率規制等を遵守していることを示す証明書に監査法人による報告書を添付して提出することが求められています。さらに、国際的な監査基準に従った年次監査を受ける必要があります。

Q 4 : なぜ「金融機関等包括補償保険」契約を結んだのか？（きちんと「分別保管」していれば保険に入る必要はないのではないか？）

A 4 : 日興ビーンズは、「分別保管」を厳正に行っており、万一、破たんしたとしてもお客様からお預りした資産の返還に支障が生じることはなく、この「お預り資産補償保険」が支払われる状況に至る可能性は実際にはないと考えています。しかし、日興ビーンズはお客様の大切な資産をお預りする以上、2重3重の備えを施し、お客様にできるだけ安心して投資いただける環境をご提供したいと考え、この保険に加入することといたしました。

また、この保険に加入するもう1つの理由として、外部の評価を通じてお客様の資産が安全であることをお知らせすることができるということがあります。保険契約を結ぶためには、会社の財務基盤の健全性や分別保管に関する内部管理体制について第三者により厳格な評価・点検を受ける必要があります。日興ビーンズはこの厳格な評価・点検を受けた結果、本保険に加入することができます。

なお、今回当社の保険加入においては、マーシュ&マクレナン・カンパニーズ (MMC / Marsh&McLennan Companies , Inc .、本社ニューヨーク)グループに属する世界有数の保険コンサルティング会社であるマーシュ社がアレンジを行っています。

Q 5 : 具体的にどのような資産が補償されるのか？また、補償の対象とならない資産には何があるのか？

A 5 : 「金融機関等包括補償保険」は証券投資者保護基金の補償を補完するものあり、補償対象となる資産の範囲は証券投資者保護基金と同一です。

証券投資者保護基金の補償対象範囲

< 有価証券 >	< 金銭 >
株式（保護預り株券） 投資信託（MRFを含む投資信託受益証券、不動産投資信託投資証券） ・カバードワラント（カバードワラント原証券） 信用取引の保証金代用有価証券	・お預り金 ・信用取引の委託保証金

補償対象外のもの

証券取引法で投資者保護基金による補償の対象とされていないものは、「金融機関等包括補償保険」の補償の対象外です。信用取引の未決済建玉に係る評価益や有価証券店頭デリバティブ取引などが該当します。（当社では、有価証券店頭デリバティブ取引は取り扱っておりません。）

Q 6 : 保険金の対象外となっている「分別保管義務の不履行の場合など」とはどのような場合ですか。

A 6 : 「金融機関等包括補償保険」は、例えば法令で課されている分別保管義務を意図的に果たさないことにより保険事故が生じた場合には保険金は支払われません。すなわち会社行為として自ら保険事故を発生させた場合には保険金は支払われないということです。なお、当然のことながら日興ビーンズは、厳格な分別保管を徹底しておりますので、このような分別保管義務の不履行はあり得ません。

Q 7 : ほかの証券会社の状況はどうか？

A 7 : 欧米の証券会社の間では独自の保険契約によってお客様の資産に対する業界制度に上乗せした補償を提供することが広く行われております。しかしながら日本においてはこのような補償を提供する保険は現在のところ販売されておられません。このような中で「金融機関等包括補償保険」への加入によって、投資者保護基金発動時の顧客資産毀損リスクに対応している【金融機関】は、まだほとんどなく、当社を含めて以下の3社となります。

- ・日興コーディアル証券（総合証券会社） ... 1 顧客当り上限なし
- ・日興ビーンズ証券（オンライン証券会社） ... 1 顧客当り上限 20 億円
- ・松井証券（オンライン証券会社） ... 1 顧客当り上限 10 億円